

水上村教育情報セキュリティ基本方針

令和8年3月策定

〈 目 次 〉

教育情報セキュリティ基本方針

1	目的	2
2	定義	2
3	対象とする脅威	3
4	適用範囲	3
5	職員等の遵守義務	3
6	情報セキュリティ対策	3
7	情報セキュリティ対策基準の策定	5
8	情報セキュリティ実施手順の策定	5

1 目的

水上村教育委員会、及び水上村立水上学園が取り扱う情報には、児童生徒の個人情報をはじめ学校事務運営上重要な情報など、外部に漏えい等した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。

これらの守るべき情報や情報を取り扱う情報ネットワーク及び情報システム等を、災害、事故、故意及び過失等の様々な脅威から防御することは、児童生徒や保護者、教職員などの財産やプライバシー等を守るためにも、また、学校事務の安定的な運営のためにも必要不可欠であり、ひいては本市に対する市民からの信頼の維持向上に寄与するものである。

教育情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、水上村立水上学園における学校教育情報に関する機密性、完全性及び可用性を維持するため、水上村教育委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) 学校教育情報

水上村教育委員会において取り扱う、次の各号に掲げる情報をいう。

- (ア) 水上村教育委員会が管理する全ての情報ネットワーク及びそのネットワーク上の教育情報システムの開発・運用に係る全ての情報
- (イ) 水上村教育委員会が管理する全ての情報ネットワーク及びそのネットワーク上の教育情報システムで取り扱う全ての情報
- (ウ) (ア) 又は (イ) の教育情報が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体
- (エ) 水上村教育委員会が管理する全ての情報ネットワーク及びそのネットワーク上の教育情報システム

(2) 情報ネットワーク

コンピュータを相互に接続するための通信網、接続機器のハードウェア及びソフトウェア並びに電磁的記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報システム

ハードウェア及びソフトウェアで構成されるコンピュータ、情報ネットワーク並びに電磁的記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 教育情報セキュリティポリシー

基本方針及び教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセス

できる状態を確保することをいう。

(9) 校務系

児童生徒の成績、指導要録、教員の個人情報等に係る情報システム及びデータをいう。

(10) 校務外部接続系

学校ホームページ等のインターネット接続を前提とした情報システム及びデータをいう。

(11) 学習系

児童生徒のワークシートなど教育活動に活用するインターネット接続を前提とした情報システム及びデータをいう。

(12) 通信経路の分割

校務系、校務外部接続系及び学習系について、各環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(13) 無害化通信

端末への画面転送やデータに含まれるスクリプトの除去等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着がないなど、安全が確保された通信をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 職員、児童生徒及び外部委託事業者等による情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 適用組織の範囲

本基本方針が適用される範囲は、水上村教育委員会、水上村立水上学園とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (ア) 教育委員会が管理する全てのネットワーク、そのネットワーク上の情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- (イ) 教育委員会事務局が管理する全てのネットワーク及びそのネットワーク上の情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- (ウ) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書
- (エ) 上記(イ)及び(ウ)と同等の資産価値を有する情報
- (オ) 水上村立水上学園が管理する全てのコンピュータ及び電磁的記録媒体並びにこれらで取り扱

う情報（これらを印刷した文書を含む。）

5 職員等の遵守義務

職員、会計年度任用職員、特別職非常勤職員及び臨時職員等（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

情報資産について、情報セキュリティ対策を推進するための組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報システム全体に対し、原則、次の二段階の対策を講じる。

(ア) 校務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定等により、情報の流出を防ぐ。なお、校務外部接続系と通信する場合には、無害化通信を実施する。

(イ) 校務外部接続系及び学習系においては、インターネットと接続する相互の通信経路を分割し、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する

(4) 物理的セキュリティ

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・妨害等を防ぐため、入退室や機器管理上の物理的な対策を講ずる。

(5) 人的セキュリティ

情報資産に接する職員等の情報セキュリティに関する権限や責任等を定めるとともに、全ての職員等に教育情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底するため、教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講ずる。

(6) 技術的セキュリティ

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策等の技術的な対策を講ずる。

(7) 運用

情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、危機管理対策を講ずる。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に

基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

（9）評価・見直し

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜見直しを行う。

7 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより学校教育運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

8 情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより学校教育運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。